

1. 松くい虫被害の発生原因と防除対策

※ 関連資料 別添 空中散布の今後のあり方 1P～6P

2. 松林を守る必要性と空中散布の位置づけ（防除実施基準等）

※ 関連資料 別添 空中散布の今後のあり方 7P～16P

千曲市松くい虫防除計画での松林の区分 1P
長野県防除実施基準 2P～4P

3. 平成23年度松くい虫対策の経過

※ 関連資料 平成23年度松くい虫対策の経過 5P

4. 平成23年度千曲市の松くい虫防除対策の実施状況

① 空中散布 6月20日・21日

125ha実施（更埴地区45ha、戸倉地区35ha、上山田地区45ha）

使用薬剤：スミパインMC（有機リン系）

散布量：5倍希釈 60ℓ/ha 散布方法：有人ヘリコプターによる

② 地上散布 6月15日

0.3ha実施（上山田地区）

使用薬剤：エコワン3フロアブル（ネオニコチノイド系）

散布量：200倍希釈 1,200ℓ/ha 散布方法：動力噴霧器による

③ 伐倒処理 4月から7月

市内全域 570m³ 被害木を伐倒し現場で生分解ビニールで覆い薬剤燻蒸

使用薬剤：NSC剤（カーバム剤）

※ 関連資料 松くい虫防除対策事業の推移 6P～7P

農薬散布区域 8P

5. 安全確認調査 環境庁の大気中農薬の安全評価値10μm/m³

※ 関連資料 気中農薬成分測定調査地点 8P

H23年度農薬成分調査結果 9P

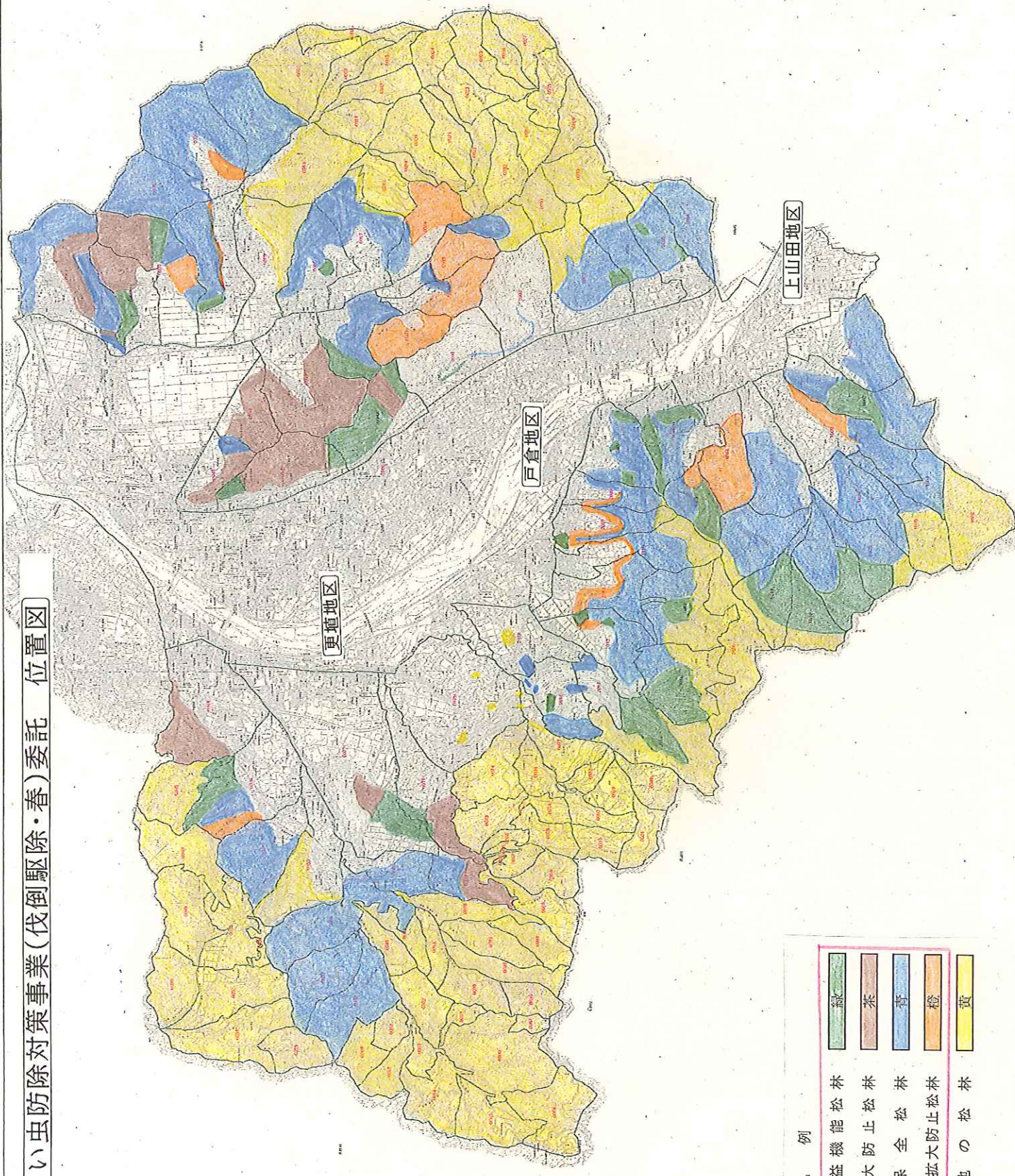
6. 空中散布の中止を求める要望書（健康被害の訴えを含む）

※ 関連資料 要望書・署名等 10P～21P

7. 松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方

※ 関連資料 別添 空中散布の今後のあり方 16P～31P

松くい虫防除対策事業(伐倒駆除・春)委託 位置図



凡 例

高 度 公 益 機 能 松 林	緑
被 害 拡 大 防 止 松 林	茶
地 区 保 全 松 林	青
地 区 被 害 拡 大 防 止 松 林	橙
そ の 他 の 松 林	黄

S=1:50 000

千 曲 市

長野県防除実施基準

- 1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林
松くい虫の駆除及びまん延の防止のため、森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準（平成15年9月26日付け公表）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林を別表のとおりとする。
なお、当該森林については、被害状況の変化や地域の実情等により必要があった場合には適宜見直すこととする。
- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めることとする。
また、地域住民や関係者等に対し、特別防除の必要性、使用薬剤や散布方法等の内容、実施に伴い発生する恐れのある問題点及びそのための対策等について周知を図り、理解と協力を得るよう努めることとする。
 - (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する国内希少野生動植物種又は長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）に規定する指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物、文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定により指定された天然記念物等の貴重な野生動植物の生息地又は生育地については十分実態を把握し、これらの野生動植物に悪影響を及ぼさないよう、十分な距離をとる等適切な対策を行うこと。
 - (2) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）又は長野県自然環境保全条例（長野県昭和50年条例第45号）の規定により指定された野生動植物保護地区及び自然公園法（昭和32年法律第161号）又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）により指定された特別保護地区であって、特別防除により自然環境の保全に支障を及ぼす恐れのある地区については、そこに生息又は生育する貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう、十分な距離をとる等適切な対策を行うこと。
 - (3) 病院、学校、水源等の周辺については、薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な距離を確保する等適切な対策を行うこと。
 - (4) 住宅、宿泊所その他の家屋、水道、井戸その他の給水施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所、鉄道、道路その他の交通施設等の周辺については、地域住民からの要望及び居住者又は管理者の意向を十分に確認の上、散布区域以外に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に注意し、十分な距離の確保、適切な散布方法の選択、施設等の被覆等の対策を行うこと。
なお、公園、レクリエーション施設、鉄道、道路等不特定多数の利用が想定される施設の周辺については、利用時間帯の回避、交通規制、利用規制等、必要に応じ対策を行うこと。
 - (5) 特別防除の実施時期は山菜シーズンに当たり、入山者も見込まれることから、散布区域への進入道路には標識等を設置するとともに、広報紙等により事前にその旨を住民等へ周知すること。
- 3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項
特別防除の実施にあたっては、地域の住民からの要望を確認の上、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないよう、風向、風速等に注意し、対象物等から十分な距離を確保する等適切な措置を講ずることとする。

また、地域住民や関係者等に対し、特別防除の必要性、使用薬剤や散布方法等の実施内容、実施に伴い発生する恐れのある問題点及びそのための対策等について周知を図り、理解と協力を得るよう努めることとする。

(1) 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は微量であっても、蚕に対して極めて有害であることから、桑園周辺での散布に当たっては十分に距離をとること。また、蚕室への薬剤の飛散・流入を防ぐため、必要に応じ被覆などの必要な措置を講ずること。

また、桑園への薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し、付着の恐れがあると認められたときには、当該桑園の桑葉の供与は行わず、特別防除を実施していない地域の桑葉によって不足分を補う等の対策を行うこと。

(2) 養蜂関係

特別防除の実施時期と蜜源となるトチノキ、ハリエンジュ等の開花が重なる場合があることから、事前に養蜂業者に十分周知を図り危被害の未然防止に努めること。

養蜂に関する年次計画は、養蜂業者から毎年1月31日までに知事あてに届出、転飼等が行われる2カ月前までに長野県養蜂協会長（県外業者については知事）あてに申請がされることから、事前に関係機関から情報を収集すること。

また、自家用として採蜜を行っている小規模業者等については、市町村の広報紙等により周知を図る等、漏れのないようにすること。

なお、ミツバチの経済的行動範囲を勘案し、必要な場合には、巣箱の一時移動、被覆、冷却等の措置をとること。

(3) 畜産関係

畜舎、鶏舎、飼料作物、放牧地等に薬剤が飛散しないことはもとより、航空機の騒音による被害が発生しないよう必要な措置をとること。

また、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導すること。

特に鶏は、ヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分打ち合わせをすること。

(4) その他農作物関係

葉たばこ、茶、その他農作物の栽培地については、薬剤の付着による影響、食品衛生法に基づく残留基準等がそれぞれに異なることから、作物の分布を把握の上必要な対策を行うこと。

特に、有機農産物の圃場については、関係機関等を通じてあらかじめ把握し、必要な措置を講じること。

(5) 漁業関係

養殖施設等の被覆及び魚類の放流時期の調整等により被害防止を行うこと。

なお、山間地の養魚場等の分布についても把握し、必要な措置を講じること。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の計画に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会及び地区説明会の開催等により地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めることとする。

(2) 特別防除の計画に当たっては、薬剤による防除のみに頼ることなく、特別防除を地域における総合防除の一手法として位置づけることとし、松くい虫被害に起因する生態系、景観、防災、地域の産業等に対する影響と、薬剤に起因する生態系、人の健康等に対する影響のそれぞれを踏まえた上で、影響軽減対策も含めて計画することとする。

- (3) 特別防除を実施するに当たっては、松くい虫被害とその対策、特別防除の必要性、環境への影響とその他のための対策等について地域住民等関係者に説明し、理解を深めるよう努めることとする。
- (4) 薬剤の散布に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めることとするとともに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留農薬基準等に配慮することとする。
- ア 薬剤の散布に当たっては、散布を行う区域の境界及び散布してはいけない区域、散布に注意を要する箇所、航空機の飛行の障害物等の位置を明示した地図を作成することとし、区域及び障害物を示す標識等を設置するとともに、地上及び空中からその位置及び標識の設置状況を十分に確認してから散布すること。
- イ 風向、風速等に十分注意し、散布区域外に散布することがないように注意するとともに、強風等の場合は、直ちに散布を中止すること。
- ウ 降雨及び霧等で標識の確認が困難になるおそれのある場合には散布を行わないこと。
- (5) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることに配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた緊急医療体制を依頼することとする。
- また、実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡することとする。
- (6) 特別防除の実施により農業、漁業及びその他の事業に被害が発生し、又は、周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、地域住民等関係者への原因及び対応策の説明など適切な事後措置を講ずることとする。
- (7) 「特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林」以外で、薬剤による防除が必要なものについては、地域の状況等を勘案のうえ、適切な防除法を選択し、適切に実施することとする。
- (8) 薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図ることとする。

平成23年度 松くい虫対策の経過

年	月	日	内 容
23	5	2	市に東京の反農薬グループから空中散布中止を求めるメール(以降計4回)
	5	27	市内学校・保育園・幼稚園・関係区長に実施についての通知
	5	27	市内2病院に緊急時の受け入れ依頼
	6	1	6月市報にて松くい虫対策と空中散布について特集記事掲載
	6	1	市HPにて松くい虫対策と空中散布について特集記事掲載
	6	7	信毎朝刊 千曲市空中散布実施の記事
	6	15	地上散布実施 上山田地区0.3ha
	6	16	こどもの未来と健康を考える会の方来庁のうえ要望書の提出あり
	6		市内の方から電話、空中散布に関する問い合わせ4件、反対1件
	6		市外の方から反対のメール8件
	6	20	空中散布実施 戸倉地区35ha 上山田地区45ha 計80ha
	6	21	空中散布実施 更埴地区45ha 2日間合計125ha
	6	24	県に空中散布中止を求める陳情(こどもの未来と健康を守る会)
		25	信毎朝刊 上記関連記事
	7	8	こどもの未来と健康を守る会 松くい虫防除検討部会で意見提出
	7	9	信毎朝刊 上記関連記事
	7	11	千曲市の呼びかけにより県内実施8団体・県・5地方事務所による連絡会議開催
	4	18	被害木伐倒駆除実施 570m ³
	7	15	
	9	6	松くい虫防除・空中薬剤散布市町村打ち合わせ会 県・地方事務所・市において打ち合わせ(8月11日開催第4回検討連絡会議の結果を受けた今後のあり方(案)について)
	9	12	以前にも一過性薬剤中毒の診断書の提出があった坂城町の方が、今回も体調を崩したとのことで3名で来庁し経過書持参の上中止について要望
	10	14	市に東京の反農薬グループから空中散布中止を求めるメール
	10	18	地方事務所よりエコワン3フロアブル認可の情報あり
	10	19	課長と担当で上田市 森林整備課を訪問中止に至る経緯や現在の状況について伺う
	10	26	課長・担当・森林組合で空中散布実施地の散布効果の現況調査(更級地区)散布区域に被害なし 松本市空中散布を検討の新聞記事
	11	23	坂城町 空中散布の実施を求める協議会結成の新聞記事
	11	25	県 薬剤空中散布の今後のあり方最終決定
	11	28	課長と担当で県 森林づくり推進課にあり方の質疑に訪問
	11	29	坂城町 空中散布の再開を求める要望書提出の新聞記事
	12	11	こどもの未来と健康を守る会等 岩井堂山の現地調査行われる
	12	21	岩井堂山(坂城町側)上平地域松くい虫被害対策協議会役員、空中散布の継続を求め副市長を訪問

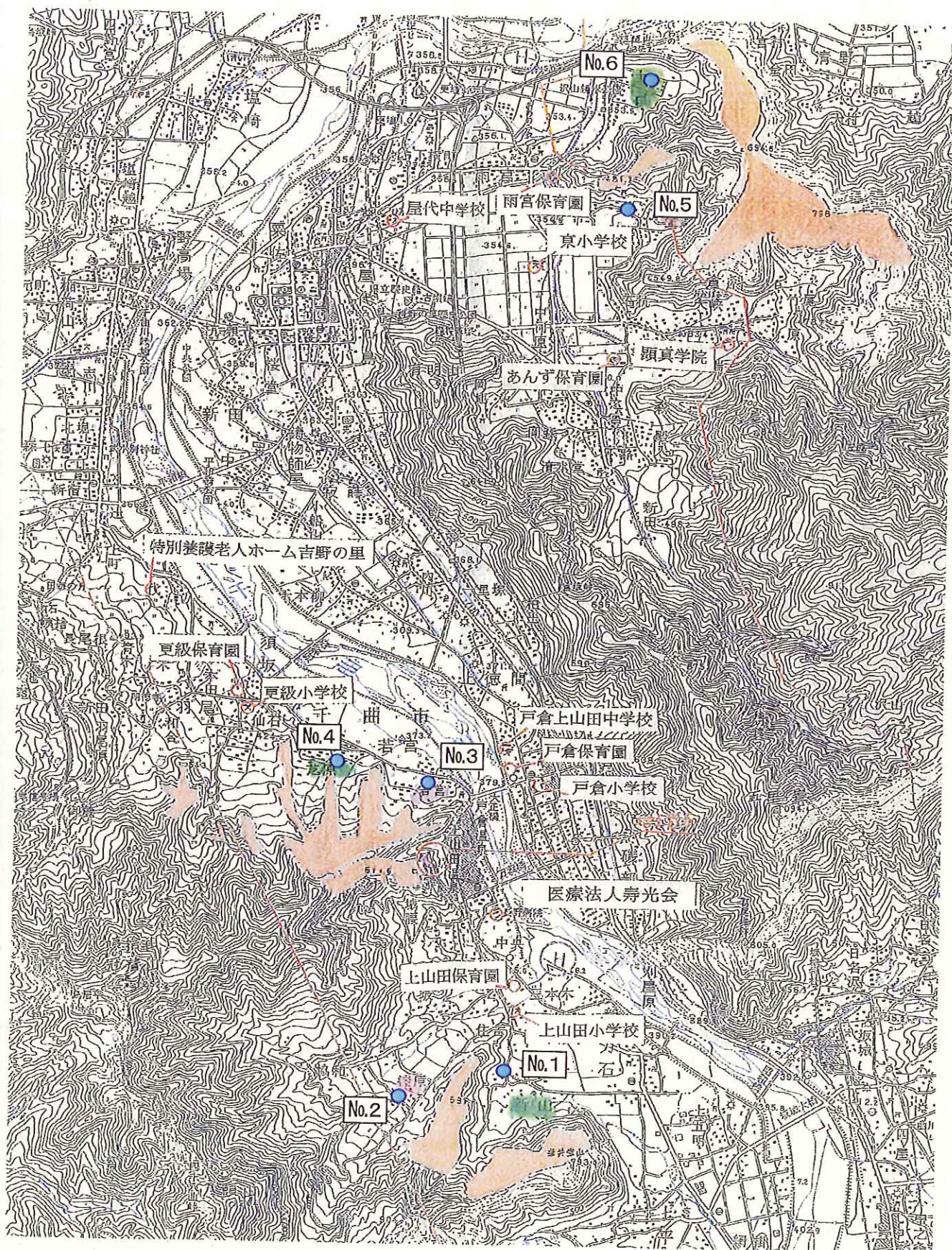
松くい虫防除対策事業の推移（平成15年～平成21年）

昭和58年に市内で初めて被害発生 旧更埴 当初は伐倒のみだったが被害面積の拡大から空中散布を開始

年度	空中薬剤散布事業			地上薬剤散布事業			伐倒除事業				合 計	
	事業費(円)	うち市費	事業面積(ha)	備考	事業費(円)	うち市費	事業面積(ha)	備考	事業費(円)	うち市費	事業費(円)	うち市費
15	7,322,797	1,843,797	150	更埴地区70ha森戸倉地区35ha上山田地区45ha	113,400	90,100	0.3	上山田地区	19,709,550	9,096,550	27,145,747	11,030,447
16	7,551,000	4,304,300	150	更埴地区70ha森戸倉地区35ha上山田地区45ha	114,000	91,500	0.3	上山田地区	28,180,950	10,826,950	35,845,950	15,222,750
17	7,707,000	6,090,800	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	168,000	146,300	0.3	上山田地区	14,988,330	3,748,130	22,863,330	9,985,230
18	7,749,000	6,132,800	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	168,000	150,800	0.3	上山田地区	11,216,502	4,562,502	19,133,502	10,846,102
19	7,770,000	6,194,300	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	168,000	145,500	0.3	上山田地区	15,866,760	5,753,360	23,804,760	12,093,160
20	7,875,000	6,285,800	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	168,000	145,500	0.3	上山田地区	22,702,234	8,688,234	30,745,234	15,119,534
21	8,641,500	3,401,300	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	179,550	156,350	0.3	上山田地区	20,838,015	8,872,815	29,659,065	12,430,465
22	8,641,500	3,804,000	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	178,500	155,300	0.3	上山田地区	12,600,000	5,040,000	21,420,000	8,999,300
23	8,704,500	3,783,000	125	更埴地区45ha戸倉地区35ha上山田地区45ha	181,650	159,150	0.3	上山田地区	12,867,750	5,685,750	21,753,900	9,627,900

安全確認調査費（新規）

年度	事業費（円）	うち市費	校体数（個）	備考
21	1,764,000	1,363,500	48	更埴地区2箇所 戸倉地区2箇所 上山田地区2箇所
22	1,713,600	529,400	48	更埴地区2箇所 戸倉地区2箇所 上山田地区2箇所
23	1,713,600	518,900	48	更埴地区2箇所 戸倉地区2箇所 上山田地区2箇所



: 散布区域
 : 測定調査地点 (No.1~No.6)

図1 大気中農薬成分測定調査地点

4. 調査結果

1) 農薬成分

測定分析した結果を表5に示す。分析項目のフェニトロチオンは、No.1の新山で散布直後に $0.06 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラム・パー・立方メートル) が測定された。その他の地点及び測定日では、全て定量下限値 ($0.05 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満であった。

表5 フェニトロチオン 分析結果

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定調査時期		調査地点					
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
		新山	漆原	若宮	芝原	生萱	土口
散布前日	日 中	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
散布当日	散布中	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	散布直後	0.06	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	日 中	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
散布翌日	早 朝	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	日 中	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
散布2日後	日 中	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
散布4日後	日 中	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満

2) 気象状況

表6-1～6-6に大気採取期間中の気象状況を示す。

No.1地点は、農薬散布区域の北側及び東側に位置していて、散布中は風速 0.5m/s の風上側、散布直後は風速 0.6m/s 風下側になっていた。

No.2地点は、散布区域の西側に位置し、散布中は風速 0.3m/s 未満の静穏、散布直後は風速 0.4m/s の風上側になっていた。

No.3地点は、散布区域の北東側に位置し、散布中は風速 1.0m/s の南東風で風上側でも風下側にもなっていなかった。散布直後は風速 0.3m/s 未満の静穏であった。

No.4地点は、散布区域の北側及び東側に位置し、散布中は風速 0.4m/s の風下側になり、散布直後は風速 0.3m/s 未満の静穏であった。

No.5地点は、散布域の南側及び西側に位置し、散布中は風速 0.4m/s の風下側になり、散布直後は風速 0.3m/s 未満の静穏であった。

No.6地点は、散布区域の北側及び西側に位置し、散布中は風速 0.3m/s 未満の静穏、散布直後は風速 0.4m/s の風上側になっていた。

松くい虫防除薬剤空中散布後の症状調査の集計結果報告書提出について

子ども達の明るい未来を守る会
千曲市の学校給食を考える会

<はじめに>

千曲市上山田、更級地区及び更埴地区において本年6月17日、18日に松くい虫防除の薬剤の空中散布が行われました。

近隣の上田市及び坂城町においては2008年の空中散布により多数の人的被害が出たことから、2009年より空中散布の実施を取りやめております。

他地区で人的被害が出ているという事は、千曲市においても何らかの被害が発生していることが疑われます。しかしながら、起きた現象と空中散布との因果関係に誰も気付くことができなければ、当然報告として上げられる事はありません。

<症状調査の実施>

千曲市において本当に人的被害が出ていないかどうかを確認するべく、別紙のような「松くい虫防除薬剤の空中散布による症状調査のお願い」の用紙を用意し、散布地区や周辺地区などの若いお母さん方をお願いして、100枚ほどの枚数をお配りして調査にご協力を頂いた結果、28名の回答者のうち15名が症状を記録しておりました。

頭が痛い、咳がでるなど、風邪っぽい症状が多くでており、中にはかなりひどい風邪のような症状で苦しんだ方もありました。

薬剤曝露による被害を一番強く受けられると思われる胎児や乳幼児について、本来ならば真っ先にしなければならぬ対象ではありますが、症状を表現する事のできない年代ではその調査は大変難しいものがあります。ですのでその辺については全くできておりません。

<調査の結果>

調査の結果は別紙「松くい虫防除薬剤空中散布による症状調査の集計報告書」にまとめました。回答者28名の内、症状が出た人は15名もいました。

頭が痛い、咳が出る、体がだるい、つかれる、など風邪っぽい症状が多く出ています。又、普段風邪をひいたことのない人が、散布後ひどい風邪症状に苦しんだという人もありました。

わずか100枚ほどの配布枚数にもかかわらず、15名もの人に症状が出ているという事は大変な数字であると言えるのではないのでしょうか？

又、症状の発生地区について、散布地区から離れていると思われる戸倉や屋代地区でも症状を訴える人が多く出ているという事は、風向きの関係にもよるものと考えられます。

<私の感じたこと>

薬剤空中散布の当日、私は外出するために家から出て車に乗ろうとした時、ふわっと農薬の臭いを感じました。私は慌てて車に乗り込み、車内の熱気もそのままにして車を発進させました。『子ども達に悪影響が出なければいいが・・・』と、とても心配になりました。

又、私の家の軒先にある、はなみずきの木には毎朝必ず6~7羽の（以前はもっと沢山の数の）スズメたちが来てチュンチュン、チュンチュンと朝を知らせてくれていましたが、散布当日以降一度もスズメたちは来なくなりました。大変寂しい思いをしております。

又、隣家の軒下の巣に来ていたツバメも見かけなくなりました。スズメもツバメもきっと農薬の犠牲になってしまったのではないかと思います。ここ数年前からスズメやツバメをはじめ、あらゆる野鳥達の数が年々激減している事がとても気がかりです。

鳥達が生きられない環境では、将来、人間も必ず同じ道を辿る事になる筈です。今、名古屋では生物の多様性を守る為のCOP10が開催されていますが、子ども達の世代

に悪影響を及ぼす事のないように、生物の多様性を守ることを最重要に考えたご配慮をお願いしたいとおもいます。

<近隣地域への影響>

10月13日坂城の方から電話がありました。

「千曲市の空中散布の農薬を曝露して具合が悪くなり、医師の診断を受けたところ『農薬中毒です』と言われました。千曲市の農政課に行きたいと思いますが、一緒に行って頂けませんか？」という事でした。話の内容は次の通りです。

6月17日 朝から頭が痛かった。県庁にて「農薬の空中散布中止を求める署名」を長野県知事に提出する為に車で国道を走っている時、変な臭いがした。篠ノ井あたりまで臭いが続いた。その日、お母さんと夫も「外の空気がおかしい」と言っていた。

その後頭がぼーとなり、何も考えられない状態になってしまった。

6月18日 状態は更に悪く、息が苦しくなり寝込んでしまった。血圧は40-80と低くなっていた。9歳の娘がイライラしていて、おばあちゃんに怒鳴ったりしていた。普段はそのような事はしない子なのに。

6月19日 群馬県の青山小児科医院に受診したところ、有機リン農薬中毒と診断された。

変な臭いは何日か続いてありました。

毎年、千曲市で空中散布をした後は子どもと私は頭が痛くなったり、とても具合が悪くなります。

<まとめ>

以上のようなお話をお聞きして、薬剤の飛散の範囲はかなり広範囲に亘り、思わぬ影響を及ぼしている事が明確になりました。

有機リン農薬は神経毒性が強く、曝露すると神経が侵され、多動や、痴呆の発症原因となります。年毎に増加している障害児の発生にもかなりの関係が疑われます。

胎児や乳幼児のように、脳細胞の最も活発な成長期に、わずかでも脳細胞の破壊が起きれば、成長にともなってますますその破損は大きく広がり、脳の障害につながる事は医学会でも発表されています。

松の木は枯れたとしても、松は枯れる前にしっかりと種を沢山残しています。種が残っていれば必ず又、松は生えてきます。

人間の子どもが脳に障害を負ったら、その子は自分の子を産み育てる事は到底出来ません。そればかりではなく、その子の親は年を取っても死ぬまで、その子の面倒を見なければなりません。

現在、そのような障害児が児童の1割を占めているという異常事態をこそ、最重大事ととらえた対策を打ち出して頂きたいと、切にお願いを致します。

子ども達の明るい未来を守る会

会長 茅原 紘

事務局 池田 靖子

千曲市若宮448-7

千曲市の学校給食を考える会

会長 川久保洋子

千曲市小島2893-8

2010年9月17日

松くい虫防除薬剤の空中散布による症状調査の集計報告書

子ども達の明るい未来を守る会
千曲市の学校給食を考える会

2010年6月17日、18日に上山田、戸倉地区及び更埴地区において、松くい虫防除薬剤の空中散布が行われました。

2008年6月～7月にかけて上田市で行われた薬剤空中散布の後、地域の保育園児や大人にも、気分が悪い、胸が苦しい、頭が痛い、発熱、腹痛、下痢、落ち着きがなくなる、多動になるなどの症状が報告され、佐久総合病院による検査の結果、農薬の中毒症状の疑いが深まり、上田市では2009年より空中散布を中止しておりますが、千曲市においては、今年も薬剤の空中散布が行われました。

保育園児や乳幼児及び胎児など小さい子どもさんへの影響が懸念されるところです。そこで、当会では市民の方々に、空中散布後の症状調査にご協力をお願い致しました。

お配りした調査用紙は100枚足らずでしたが、調査結果は、以下のようになりました。

回答者 28名

	戸倉	更級	五加	屋代	上山田	合計
回答者人数	11	6	1	3	7	28
症状が出た人数	9	5	0	1	0	15
頭が重い、痛い、クラクラする、		2		1		3
頭がボウとする、締め付けられる	1					1
目が痛い、かすむ、目が赤くなる						
めまいがする						
鼻水が出る、風邪っぽい				1		1
鼻血が出る						
息苦しい、息が吸えない						
咳が出る、	6	3		1		10
喘息の発作が出る						
熱がでる				1		1
どろきがひどい						
気持ちが悪い、吐き気がする						
嘔吐する						
腹痛がある		2				2
下痢をする						
皮膚が赤くなる、かぶれる	2					2
アトピーが悪化する	1					1
体がだるい、疲れる	2					2
元気がない、ぐったりしている						
機嫌が悪い、怒りっぽくなる						
落ち着きがなくなる						
絵をうまく書けなくなる						
合計	12	7		4		23

子ども達の明るい未来を守る会

事務局 千曲市若宮 448-7

Tel/Fax 026-275-2094 池田靖子

2010年6月10日

松くい虫防除薬剤の空中散布による症状調査のお願い

子ども達の明るい未来を守る会
千曲市の学校給食を考える会

6月15日、16日に上山田、戸倉地区及び更埴地区において、松くい虫防除薬剤の空中散布が行われます。

2008年6月～7月にかけて上田市で行われた薬剤空中散布の後、地域の保育園児や大人にも、気分が悪い、胸が苦しい、頭が痛い、発熱、腹痛、下痢、落ち着きがなくなる、多動になるなどの症状が報告され、佐久総合病院による検査の結果、農薬の中毒症状の疑いが深まり、上田市では2009年より空中散布を中止しております。

千曲市においては薬剤の空中散布が続けられておりますが、保育園児や乳幼児及び胎児など小さい子どもさんへの影響が懸念されるところです。

つきましては、空中散布後の症状調査にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

記入についてのお願い

- ① 年齢・性別・自治会名・所属（保育園名等）をお書きください。
- ② 空中散布の後、普段と違う症状や体の違和感など、該当する症状があれば○で囲んでください（該当する場合は幾つでも）。これ以外の症状がありましたらその他の欄に記入してください。
- ③ 子どもさんだけでなく、ご家族の方でも何か症状が感じられた方はそれぞれ別用紙に記入して下さい。

対象者 年齢 才、 性別(どちらかに○を) 男・女、自治会名 区、所属

- ・頭が重い、痛い、クラクラする、
- ・頭がボウとする、締め付けられる
- ・目が痛い、かすむ、目が赤くなる
- ・めまいがする
- ・鼻水が出る、風邪っぽい
- ・鼻血が出る
- ・息苦しい、息が吸えない
- ・咳が出る、
- ・喘息の発作が出る
- ・熱がでる
- ・どうきがひどい
- ・気持ちが悪い、吐き気がする
- ・嘔吐する
- ・腹痛がある
- ・下痢をする
- ・皮膚が赤くなる、かぶれる
- ・アトピーが悪化する
- ・体がだるい、疲れる
- ・元気がない、ぐったりしている
- ・機嫌が悪い、怒りっぽくなる
- ・落ち着きがなくなる
- ・絵をうまく書けなくなる

その他の症状

ご意見等ありましたらお願いします

ご協力ありがとうございました

連絡先

子ども達の明るい未来を守る会

事務局 千曲市若宮 448-7

Tel&Fax 026-275-2094 池田靖子

千曲市長 近藤清一郎 様



松くい虫防除薬剤空中散布の中止を求める要望書

《症状調査結果報告書の提出》

昨年6月、千曲市の山林において松くい虫防除薬剤の空中散布が行われました。空中散布による人的被害は、千曲市では今までなかったという事で、昨年も例年どおり実施されたわけであります。

しかしながら、先般10月28日に市内の市民団体である、子ども達の明るい未来を守る会、並びに千曲市の学校給食を考える会による、市民サイドでの症状調査の結果報告書が千曲市農林課に提出されました。

《人的被害発生の確認》

報告書によりますと配布枚数わずか100枚ほどにもかかわらず、15名の人に症状が出ているということでした。

頭が痛い、咳がでる、体がだるいなど風邪っぽい症状が多く、中にはかなり症状のひどい人もありました。

又、更には近隣市町村の方からも「千曲市の空中散布農薬により『農薬中毒です』との医師からの診断を受けた」という報告が提出されました。

以上の事から千曲市で行っている空中散布の薬剤により、千曲市民のみならず近隣市町村にまで人的被害を及ぼしていることが明確になりました。

《薬剤の神経毒性》

2008年に上田市で実施した、空中散布により発生した人的被害では、保育園児たちにADHD(注意欠陥多動障害)と診断される症状が多数発生した事が報告されています。

有機リン農薬は神経毒性が強く、曝露すると神経が侵され、多動や痴呆の発症原因となる事は医学会でも発表されています。

最も懸念されることは、妊娠中の胎児や乳幼児期における被爆による障害の発生という事です。脳細胞の最も活発な成長期に、わずかでも脳細胞の破壊が起きれば、成長にともなってますますその破損は大きく広がり、脳の障害が起きてくる事は研究者も発表しています。

《大切な子ども達に障害を与えない為に》

近年、ADHDなどの障害を持つ子どもが急増しています。長野県において障害を持つ子どもが就学児童の一割にも及ぶという事は、本当に異常事態と言わねばなりません。

千曲市においても「発達障害に関する相談件数は、昨年4月～9月までで77件と、不登校問題と並び際立って多い状況である」(11月2日、理事者と語る会にて教育総務課回答)とお聞き致しました。2008年に上田市で起きた事は、千曲市においても起きている可能性は十分に疑う必要があると思われます。

次の時代を背負ってもらわなければならない、大切な子ども達に障害を与える可能性のあるものは、極力排除して行くことが切に望まれます。

千曲市は環境を大切に作る都市として、全国環境首都コンテストで人口規模別の第3群(人口5万人以上10万人未満)で2位に入賞しました。又、部門別の住民参画部門では、第3群で1位になっています。市と市民のパートナーシップが高く評価されています。千曲市が名実ともに環境を大切に作る都市として、若い人達の意思を尊重し、彼等が本当に安心して子育てをしていかれる環境づくりを、最重要に配慮した施策を実施して頂きたく、農薬の空中散布は今後行わないよう、強く要望致します。

平成23年 1月 20日

農薬の空中散布中止を求める連絡協議会

17日(木) 朝から頭が重い、午前中長野へ行く途中戸倉～篠ノ井の辺まで
 変なコイガしてとても熱い日でしたが車の中で寝て長野まで行く
 家に帰ってくると 空気が悪くなっているように感じた。頭の中がいっぱいで色々考えられない
 上田に行くと少し良くなってる。娘も目が痛いて言う。私も夫も今日は何かにおう空気がちがう
 と言っていた。

18日(金) 頭がいっぱい 息苦しい 夫が夫血圧を計るといつも正常なのに とても低かった。

夕方 苦しくなって横になる 娘は朝からおばあちゃんにふなっていた

19日(土) 群馬 青山内科小児科へ行く、不正脈と目の検査をして「農業の害」と診断される。

手のふるえもあつたよう。首と肩のこりがひどい

20日(日) 1日中おむい、頭がスツキリしなくて 1日中おたり、起きたり夜と昼においガした。(解音利のり) ましにおう

21日(月) 朝起きた時は体調が良い、外に出るとにおう、頭がクワクワ 職場にいくと 頭もスツキリしてくる

帰ってくると少しにおう 頭が痛い、少し息苦しい

22日(火) 朝少しにおう、昼目のつがれ、肩、首のこり 息苦しい 夕方田んぼの近くを過って農薬に反応
 して具合が悪くなる

23日(水) 朝から大雨、また調子が悪い 夕方は調子が良い

24日(木) 朝少し息苦しい 頭はまた少しスツキリしない

27日 悪化 (ツンツン、後高?)

6月～7月はとにかく調子が悪い

(匿名希望)

22年 10月 28日

記録書受取り

池田

診 断 書

(住 所)

(氏 名)

病 名 一過性農薬中毒の疑い (有機リン系)
6月19日入院。頭痛、吐気、めまい、前胸
部苦悶あり。視野狭窄と眼球運動の異常
(著しい振盪と亢進あり)有り。心電図で
QT延長と過性整脈を認められた。7月5日
再入院。前回の解毒剤内服で自覚症状は
軽減しているが、軽度の貧血(Hb9.5)と白血球減少
(2130)を認め、肝機能は正常でいた。10月30日再入院
すべての症状消失(心電図正常、白血球2430 Hb12.0
で、6月19日以前(2〜50商)の農薬暴露を疑った。

上記のとおり診断いたします

平成22年 11月 4 日

〒371-0844 前橋市古市町350番地
内科小児科 青山医院
医師 青山美子
TEL 027-251-2861
FAX 027-254-2497



(坂城町)

No. _____

2011年 6/20(月)、21(火) 4曲市空中散布

母(本人)

6/20 息苦しい(少し)

21 "

22 頭痛

23 少し苦しい

25 食欲ない、下痢、体重へる

娘

20 元気

21 夕方下校途中から頭痛でぐったり

22 吐き気、のどがはれる、フラフラする、目の前がまっ暗になる、眠たそう、などという

23 頭痛、目の痛み、フラフラ 青山内科小児科受診 → 心電図異常 (薬飲みはじめる)

24 " 顔色が悪い

25 下痢

26 " 頭痛

27 顔色悪く、少し元気になってくる

28 顔色少しよい

29 下校途中 頭痛

30 苦しう、学校休み

7月 現在は、はかばかせが続く

息子

0 元気だが 帰って来て左のど痛がる

1 朝からぐったりしている、左目の痛みあり

2 とてもイライラしている

3 鼻水、朝から泣いて学校を休み 青山内科小児科受診 → 心電図異常 (薬飲みはじめる)

5 また少し目が痛む、下痢

6 鼻血、少し元気になってきた

27 少し鼻水

7月 は元気にはなってきたが鼻血を

8/8に再診 2人とも心電図異常なし

出した、イライラしている

9月現在は元気です

2011年

6/23日 娘 小学校担任の先生

「クラスでも調子の悪い子が多くて心配です」と

連絡帳に記入してあった

6/ 日 娘の友人

学校や放課後は元気だったが、夕方散歩した山に近い

英語教室に行き頭痛を訴え授業中ずっと横になって休んでいた
帰宅の車の中でも口がきけない程頭が痛かった

7/1日 娘の友人のお母さんに会うとまた頭が痛むようだと話していた。

(私の娘も頭痛を訴えていた。)

7/1日 参観日で担任の先生が「とにかく調子の悪い人が多い

職員も調子が悪い人が多いから、みなさんも気を付けて

下さい」と話していた。



千曲市長 近藤清一郎殿

2011年6月16日

松くい虫防除農薬空中散布中止を求める要望書

ご存知のように、長野県で行われている農薬の空中散布の在り方を検討する県関係部局による連絡会議は、5月26日に、有機リン系の農薬散布を事実上中止する方針を決めました。EUでも、米国でも、有害なため、使用はほとんど禁止されております。ヘリコプターを用いて、8倍から10倍という高濃度で空中散布するという国は、先進国では他に例をみません。有機リン系農薬の毒性については、医学的知見も集積されており、特に乳幼児の健康をリスクにさらしてまで、なぜ、人体実験を続けるのでしょうか？

有機リンで、こどもの多動・発達障害が引き起こされることは、米国のハーバード大学でも証明されました。上田市でも、たくさんの子どもの被害にあっていることから、空散は、中止になったのです。

千曲市で、この6月20日と21日に実施予定の農薬の空中散布の中止を求めます。資料を添付させていただきましたが、少なくとも、この資料には目を通してください。長野県の発達障害の子ども達が急増しております。

子ども達の健康・命を守っていただけますように、心からお願い申し上げます。

こどもの未来と健康を考える会 代表 田口操

上田市長瀬2600-3 こどもの園内

0268-43-3253



千曲市長 近藤清一郎殿

2008年上田市において松くい虫防除の農薬空中散布の後、保育園児達に健康被害が発生したことを受けて、上田市、青木村、坂城町等、近隣の市町村では農薬の空中散布は中止となりました。

長野県内ではその他の地区でも中止をしている所も多く、又他県でも多くの所が中止の方向にあるという状況にあります。

空中防除に使われる有機リン農薬は、脳内の酵素の代謝機能を阻害し脳神経に障害を与え、子ども達の学習や記憶能力の障害、視覚感覚系障害、抹消神経障害、うつ病、アレルギー性疾患の悪化など重大な健康被害が起きることは、多くの研究者及び医療関係者から報告されています。

※ 空中散布で撒く有機リンの濃度は、りんご園に撒くものの100倍です。

有機リン（スミチオン）は、サリン事件で有名になった神経毒です。紫外線によって分解される途中で「スミオキソン」という猛毒に変化します（毒性は有機リンの数千倍）。2週間は分解されずに大気中を漂い、4kmは広がって行くので遠いから安全というわけではないそうです。

空中散布により、幼い子ども達を中心に重大な健康被害が発生する事実を重く受け止めて頂き、速やかに空中散布を中止して頂きますよう、ここに住民1,040筆の署名をもちまして、強くお願いを申し上げます。

平成22年5月24日

子ども達の明るい未来を守る会

千曲市の学校給食を考える会

千曲市長 近藤清一郎殿

千曲市農薬空中散布の中止を求める署名

空中散布に使用される有機リン化合物は、脳内の酵素の代謝機能を阻害し、神経に障害を与える「遅発性神経障害」や「多動障害」などを引き起こします。

子供たちの学習や記憶能力の障害、視覚感覚系障害、末梢神経障害、うつ病
また、アレルギー性疾患の悪化など重大な健康被害が起きることは多くの研究者
及び、医療関係者から報告されています。

※空中散布で使われる薬剤(有機リン・ネオニコチノイド)について
有機リンは、サリン事件で有名になった神経毒です。
また、この2つの薬剤を吸うと誰でも不整脈を起こすと言われています。

※空中散布で撒く有機リンの濃度は、りんご園に撒くものの100倍です。
有機リン(スミチオン)は、紫外線によって分解される途中で
「スミオキソン」という猛毒に変化します。(毒性は有機リンの数千倍)
2週間は分解されず大気中を漂い、4kmは広がっていくので
遠いから安全というわけではありません。

空中散布により、幼い子供たちを中心に重大な健康被害が
発生する事実を重くけ止めていただき、速やかに空中散布
の中止を求めます。

氏 名

住 所

※上記個人情報本目的以外には使用しません。

【集約団体】

子供たちの明るい未来を考える会

代表: 池田靖子

千曲市若宮448-7

TEL 026-275-2094

千曲市の学校給食を考える会

代表: 川久保洋子

千曲市小島2893-8

TEL 026-274-3075